

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、児玉都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 児玉都市計画区域の位置等

児玉都市計画区域は、都心から約80km圏、埼玉県北西部に位置しています。

また、児玉都市計画区域に含まれる土地の区域は、美里町及び上里町の行政区域の全域並びに本庄市及び神川町の行政区域の一部です。

【3・4・2号中央通線】

本路線は、本庄市児玉町八幡山字長浜町を起点とし、本庄市児玉町児玉字柱居に至る延長約1,750m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更の理由

本庄市が本路線と接続する3・4・8号本町下町線を廃止することに伴い、本路線に設けていた右折車線等を削除するため、一部区域を変更し、併せて車線数を2と定めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・2号中央通線	約1,750m	2車線 (-)	16m	・一部区域の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本路線の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①用途地域（本庄市決定）
- ②道路（本庄市決定）